

令和6年度第1回清瀬市みどりの環境保全審議会（要旨）

- [日 時] 令和6年5月28日（火） 10：00～12：00
[場 所] 清瀬市役所本庁舎3階 会議室3-1
[出席者] 委員7名（1名欠席）
事務局3名 水と緑と公園課長、緑政係長、主任

[議事次第]

1. 緑地環境保全区域の指定解除について
2. みどりの公有地化の基本方針について
3. 東京都緑地保全地域 林縁部伐採について
4. 清瀬市みどりの保全・創生に関する補助金について
5. 現地視察（野塩一丁目市有林）

[配布資料]

1. 次第
2. 資料1「委員名簿」
3. 資料2「緑地保全区域の指定解除について」
4. 資料3「みどりの公有地化の基本方針」
5. 資料4「清瀬市みどりの保全・創生に関する助成金について」
6. 資料5「野塩一丁目市有林」

《1. 緑地環境保全区域の指定解除について》 資料2について

【事務局】

元町二丁目にある緑地環境保全区域（約3,045m²、指定番号9-23）について、所有者の都合で指定解除の申請があった。地権者は手放すことを希望しており、市として解除を承諾する方向で検討している。

【委員】

緑地を残したいという意見があるものの、相続による売却とのことなので解除を認めざるを得ない。市の緑が減少を憂いているが、差し迫った状態であることを考慮し、1号議題を承認いたします。次回からは資料へのランクの表記が必要である。

《2. みどりの公有地化の基本方針について》 資料3について

【事務局】

「みどりの公有地化の基本方針」は策定から10年経過しており、内容の更新を検討している。

以前はABCランクで総合判定を行っていた。新しい案の変更点は主に評価基準ではS, A+, A, B, Cの5段階へ変更した。総合的判断で評価が高いもの（S, A+, A）についての対応方針等を追記し、決定は次回に持ち越しとなった。

【委員】

評価後の定期的なチェックをしてほしい。

《3. 東京都緑地保全地域 林縁部伐採について(報告)》

【事務局】

緑地保全地域の林縁部において境界から 5m 以内の樹木を伐採する方針になった為、報告致します。先日行われた現地確認では、多摩環境事務所、東京都環境公社、造園業者、清瀬の自然を守る会、水と緑と公園課が同席して、一部の数が少ない樹種や景観に影響する樹木を残しつつ、隣地に影響が大きい樹木についての伐採と剪定の実施を決定した。

【委員】

樹木の貴重性と環境維持の重要性を考慮し、全ての樹木を無条件に伐採するのではなく、可能な限りは残してほしい。

《4. 清瀬市みどりの保全・創生に関する助成金について》 資料4について

【事務局】

5月14日時点の令和6年度の交付状況は4件の報告を行った。危険木や越境、落枝の危険のある木の剪定を行った。既に4件も届いていることから、生け垣助成からのリニューアル効果と感じている。

【委員】

限度額10万円と補助が少ないこと、大木の伐採は清瀬の文化の喪失なので、可能な限り早く審議会にかけてほしい、業者の意見だけでなく、審議会の意見も聞いてほしい等意見を伝えた。

《現地視察（野塩一丁目市有林）》 資料5について

【事務局】

今年の1月から3月にかけて、萌芽更新として59本の樹木を伐採し、萌芽更新前後の違いを確認するため現地へ向かった。草刈等については、水と緑と公園課だけでなく、業者やボランティアの方にもご協力いただきたい旨も併せて報告した。

【委員】

貴重な植物が周りに幾つか生えているので、マーキングしてほしい。現場の意見を聴きながら、将来像をイメージして一つ一つ大事に作っていく必要がある。テープを巻いている木が多くあったが、すべて切る木なのか確認してほしい。

以上